

千葉市教育委員会  
千葉市立[ ]小学校長

重大事態調査報告書

千葉市立[ ]小学校  
校内調査委員会

1 校内調査委員会構成員

千葉市立[ ]小学校 (令和5年度)

校長	[ ]		
教頭	[ ]		
教諭 教務主任	[ ]		
生徒指導主任	[ ]		
教育相談担当	[ ]		
特別支援コーディネーター	[ ]		
学年主任	[ ]	[ ]	[ ]
	[ ]	[ ]	[ ]
当該被害児童元学級担任及び元学年主任	[ ]		
養護教諭	[ ]		
スクールカウンセラー	[ ]		
学校評議員	[ ]		
	[ ]		

千葉市立[ ]小学校 (令和6年度)

校長	[ ]		
教頭	[ ]		
教諭 教務主任	[ ]		
生徒指導主任	[ ]		
教育相談担当	[ ]		
特別支援コーディネーター	[ ]		
学年主任	[ ]	[ ]	[ ]
	[ ]	[ ]	[ ]
当該被害児童元学級担任及び元学年主任	[ ]		
養護教諭	[ ]		
スクールカウンセラー	[ ]		
学校評議員	[ ]		
	[ ]		

千葉市立■■■■小学校（令和7年度）

校長

教頭

教諭 教務主任

生徒指導主任

教育相談担当

特別支援コーディネーター

学年主任

当該被害児童元学級担任及び元学年主任

養護教諭

スクールカウンセラー

学校評議員

2 被害を受けた児童A（2年■■組）（令和5年度当時）

関係児童B、C（2年■■組）

関係児童D（2年■■組）

関係児童E（2年■■組）

関係児童F（2年■■組）

※関係児童Fについては、「めがねをかけた女の子」とされているが特定されない個人

3 校内調査委員会の活動経緯

(1) 申し立ての概要

令和5年5月頃から欠席が目立つようになり、8月以降は学校に登校できなくなった。令和5年11月に、いじめが原因で登校できなくなったのではないかと、A保護者から学校へ訴えがあり、いじめの疑いを察知した。A保護者からは3名の児童の名前と3件のいじめられた行為についての話が挙がり、「①何もしていないのに、Bに叩かれた。②昇降口でCは、Aに近寄って何か話しかけたが、その直後Aは走ってその場を離れた。③アフタースクールでDに蹴られた」ということであった。①、②については、12月6日にB、7日にCに聞き取りを行ったが、はっきりとした証言が得られなかった。③については、12月6日、Dからおもちゃの取り合いになり、言い争いをしたことが判明したが、DがAを蹴ったという行為は確認できなかった。

12月22日に、A保護者から教育支援課へ電話があり、いじめの重大事態として取り扱ってほしい旨の要望があったため、本件は「重大事態」にあたり学校は受け止めた。学校は、AとA保護者の心情を深く理解し、公正かつ客観的な立場から事実関係を明らかにし、今後の再発防止策を講じることを目的として本調査を行った。

(2) 調査委員会の調査の射程

- ①令和4・5年度 千葉市立■■■■小学校に勤務していた職員
- ②Aと同学年の2年生児童全員
- ③Aが通うアフタースクールに通う児童、勤務していた職員
- ④令和7年6月25日(水)付で届いた所見に聴き取りの要望があった児童

(3) 調査委員会における調査・審議の経過及び概要

①調査・審議の経過

- 令和6年1月10日(水) 千葉市教育委員会へ校長からいじめ重大事態申立書を提出
- 令和6年1月11日(木) 2年生児童全員に対する聞き取り調査を実施
- 令和6年1月18日(木) 千葉市教育委員会事務局いじめ等調査委員会での「調査主体を学校とする判断」を受け、校内に調査委員会を設置
- 令和6年2月7日(水) A保護者あてに調査内容と調査範囲、調査方法を確認する文書を郵送  
保護者の意思を確認する返信期限を2月26日(月)に設定
- 令和6年2月8日(木) 校内調査委員会設置 第1回調査委員会  
経緯、調査委員会の設置の目的の確認
- 令和6年2月26日(月) A保護者より回答なし
- 令和6年3月6日(水) 第2回調査委員会 対応策の検討  
調査内容、調査範囲、調査方法について、令和6年2月7日発送文書に記載したとおりに進めることを校内で確認
- 令和6年3月22日(金) 第3回調査委員会  
調査結果の共通理解 今後の対応策検討
- 令和6年4月22日(月) 第4回調査委員会  
これまでのところの学校側の対応と評価、見解についての検討  
今後の再発防止策についての検討
- 令和6年5月1日(水) ~令和6年5月15日(水)  
アフタースクール職員へアンケート調査
- 令和6年7月9日(火) 第5回調査委員会  
アフタースクール職員へのアンケート調査結果を共有  
第2~第4回調査委員会の内容の再点検
- 令和7年7月3日(木) 第6回調査委員会  
保護者より届いた回答書の内容について共有及び対応について検討
- 令和7年7月14日(月) ~16日(水) に元担任と当該学年に追加調査を行う。
- 令和7年7月22日(火) 第7回調査委員会  
調査結果について共有及び今後の対応について協議
- 令和7年9月3日(水) 第8回調査委員会  
追記した重大事態調査報告書の内容を確認した。

## ②概要

令和6年2月8日（木）、校内調査委員会を設置し、経緯の確認及び調査委員会の設置の目的の確認を行った。

また、A保護者と電話による連絡がつかなかったため、今後の調査内容、範囲、方法を確認してもらうため、文書で保護者へ送付した。その際、回答書を添付し、令和6年2月26日までの回答をお願いした。学校は回答を待ったが、期日までに回答がなかった。

令和6年3月6日（水）、第2回調査委員会で本調査委員会による調査を開始するに当たり、学校いじめ防止基本方針に基づいた学校の対応について調査委員会委員において共通理解を図った。また、A保護者から回答がなかったため、A保護者へ送付した文書に記載した調査内容、範囲、方法で調査を行うことを調査委員会内で確認した。調査委員会にて検討した内容は、翌日の職員会議にて全職員に周知し、全職員で共有した。本調査委員会は、学校対応の問題点を明らかにし、その問題点の改善といじめ再発防止を目的として活動を行うことを確認した。調査の方向性としてこれまでの学校対応に不十分な点がなかったか、児童の支援や指導、保護者への対応や連携の実態を検証し、今後の学校対応の改善策といじめの再発防止を図ることを確認した。

令和6年3月22日（金）、第3回調査委員会において、2年生全員の聞き取り調査の結果、令和4年度・5年度在籍職員へのアンケート結果、アフタースクールに通う児童に対するアンケート調査結果について協議した。その結果、どの調査においてもAが受けたと思われるいじめ行為を確認できる目撃情報をつかむことはできなかった。また、今後の対応を検討後、アフタースクールの職員へのアンケート調査について生涯学習振興課へ依頼することを決定した。

令和6年4月22日（月）、第4回調査委員会において、年度が替わって教職員が入れ替わったため、これまでの経緯の説明と情報共有を行った。また、学校側の対応と評価、見解についての確認と、今後の再発防止策について検討した。

令和6年7月9日（火）、第5回調査委員会において、調査報告書の内容について共有した。学校いじめ防止基本方針にそって調査報告書の内容を検討し、学校職員に第三者の立場から調査報告についての評価を受けた。

令和7年7月3日（木）、第6回調査委員会を開催。年度が替わって教職員の入れ替えがあったため、これまでの経緯を始めから確認した。そのうえで、保護者より届いた回答書について内容を共有し、今後の対応を検討した。追加の調査については実施することとし、調査方法を協議、確認した。

令和7年7月22日（火）、第7回調査委員会において、回答書に依頼のあった調査について報告を行った。2つの事案のうち、一つについては事実確認ができなかったこと、もう一つについては、個人の特定ができなかったことを共有した。今後、追加調査した内容を教頭が調査報告書に明記し、夏季休業明けに調査委員会で内容を共有することを確認した。

## 4 申し立て事案に関する事実確認と評価

### (1) 事実関係について

いじめの訴えがA保護者からあったため、令和5年11月以降に、Aと同学年の2年生児童全員から聞き取り調査を行った。また、本校在籍職員、アフタースクールに通う児童、勤務する職員からアンケート調査を行い、事実関係の把握に努めた。加害とされる児童の聞き取りについては、他

の2年生児童全員と同様に、個別に聞き取り調査を行った。

(事実関係・対応整理表)

事案	発生時期	いじめ行為	学校の対応	認定
①	時期不明	Bより、叩かれた。	<p>いじめアンケートの実施日に欠席したAに、担任が令和5年6月14日にいじめアンケートを口頭で聞き取りながら行った。</p> <p>「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした」という項目についてAが「あった」と答えた。</p> <p>担任がAに、誰とどんなことがあったのか聞くと、同じ学級のBに「何もしていないのに軽く叩かれる」と答えた。Aにいつどこで叩かれたかを聞くと、「叩かれたのがいつだったかわからない」とのことだった。Aから、いつ叩かれたかわからないということだったので、担任からBに注意することをAに伝えた。</p> <p>Bに「Aを叩いたことはあるか」と聞いたところ、Bは覚えていなかった。担任からBに、Aが困っていることを伝え、今後叩いたりぶつかったりしないよう注意した。Bは「わかった」と答えた。</p> <p>令和5年11月30日にA保護者から再度訴えがあり、令和5年12月6日にBから聞き取りを行った。Bは当該事実を覚えていなかった。Bは、当時のAについて、「顔と恐竜の服をきていたことしか覚えていない」と答えた。</p>	認定できない
②	時期不明	昇降口でCがAに近寄って行って何か言ったら、Aが急に走ってその場を離れ、後で大泣きをした。	<p>令和5年11月30日にA保護者から訴えがあり、担任が令和5年12月6日にCから聞き取りを行った。</p> <p>Cは、当該事実を覚えていなかった。</p> <p>Aとの関係性についても、「けんかは、したことがないような気がする。一緒に遊んだことはあるかもしれない」と答えた。</p>	認定できない
③	時期不明	Dにアフタースクールで蹴られた。	<p>令和5年11月30日にA保護者から訴えがあり、担任が令和5年12月7日にD</p>	認定

			から聞き取りを行った。 Dは「1年生の頃、アフタースクールで、おもちゃの取り合いになったり、言い争いをしたりしたことはあるが、蹴ったことは覚えていない」と答えた。	できない
④	時期不明	登校中にEがAを見つけると距離をとったり、近くに来て警戒したりしていた。	令和7年7月14日(月)に教頭と元担任がEから聞き取りを行った。当該事案については「覚えていない」と回答した。	認定できない
⑤	時期不明	Aがカウンセリングを受けて帰ろうとした際、Fが寄ってきて「帰るのかよ。先生に言いつけてやる」と言った。	令和7年7月15日(火)と16日(水)に教頭が当該学年の女子児童に聞き取りを行った。F(旧同学年女子児童17人)「わからない」または「知らない」と答えた。	認定できない

申し立てがあった出来事について関係児童への聞き取りを行ったが、出来事の時期や行為について記憶がなく、調査からは関係する事実の認定には至らなかった。

## (2) 評価

当時、Aは2年■組に在籍し、関係児童B、Cは2年■組、Dは■組に在籍していた。

事案①について、■組担任は、令和5年6月14日にAとBから話を聞き、Bに注意を促したことでBからAへの加害行為はこの間、行われていないものと認識していたため、Aが深刻に受け止めていることに気付けなかった。また、話を聞いた内容について双方の保護者に報告をしていなかった。また、いじめ問題対策委員会や管理職に対しての報告がなかった。いじめの疑いに関する指導についての情報であることから、情報共有、情報伝達の点で問題である。

事案②については、校内で発生した案件だが、担任が令和5年12月6日に聞き取りを行ったCから確認ができず、同じ昇降口を使用する2年担任、3年担任が目撃しておらず、AとA保護者、関係児童から、起こった直後に報告や相談はなく、他の職員も発見することができなかった。

事案③については、アフタースクールで発生した案件であり、担任が令和5年12月7日に聞き取りを行ったDからも確認ができず、AとA保護者、関係児童から起こった直後に報告や相談はなく、学校が行為の有無の確認やいじめの認知をするには至らなかった。

事案④については、教頭と元担任で令和7年7月14日(月)にEに対し聞き取りを行った。教頭が当該事案について「覚えていますか」と尋ね、Eは「覚えていない」と答えたため、事実の確認には至らなかった。

事案⑤について、令和7年7月15日(火)に当該学年の現4年1組の女子児童全員に、16日(水)には当該学年の現4年2組の女子児童全員に、一人ずつ当該事案に心当たりがないか、あるいは見たり聞いたりしたことはないか尋ねた。全員が「知らない」または「わからない」と答えたため、事実の確認には至らなかった。

以下の5点について学校組織全体として取り組むことができなかったことを改善していくことが

求められる。

- ・いじめの疑いとして訴えがあった時に担任が深刻に受け止めず、初期対応ができなかったこと。
- ・いじめ事案として学級担任は聞き取りを行ったが、記録が不十分であったこと。
- ・いじめ問題対策委員会や管理職へ報告が遅れ、対応が遅くなってしまったこと。
- ・トラブルが起こったときに、関係児童と、その保護者への聞き取りや、聞き取った内容の報告が不十分であったこと。
- ・校内の教育相談体制が不十分なこと。

#### 5 校内調査委員会の見解

- ・いじめ案件を認知した学級担任の指導が不十分であったことから、今後、学年教員複数で指導にあたることを徹底していくことが求められる。
- ・初期対応時の記録が不十分であったことから、いじめ案件の訴えがあった時点での記録を確実にしていくことが求められる。
- ・いじめ問題対策委員会や管理職へ報告が不十分であったことから、いじめ防止対策推進法、学校いじめ基本方針などの理解に教職員間で差異があったことが原因であり、今後、研修などを通して、周知を徹底していくことが求められる。
- ・いじめの事実確認について被害児童とその保護者への聞き取りが不十分であったことから、いじめが解消されたと認定する際には、被害児童とその保護者への確認を確実に行うことが求められる。
- ・校内の教育相談体制が不十分であったことから、学級担任だけでなく、学年、学校全体で児童を見守っていく体制づくりが必要である。

#### 6 再発防止に向けての提言

今回の重大事態を受け、以下の取組を学校において行い、再発防止に努める。

- ・いじめ防止対策推進法が定める法的手続き・対応の重要性や、生徒指導案件における初期対応の重要性を教職員が理解するために、千葉市教育委員会より講師を招聘して研修会を行う。
- ・日常的に児童理解に基づく、生徒指導を確実にするために、学校いじめ防止基本方針に記載されている内容について教職員が理解し、報告、連絡、相談、報告の手順を基本とした校内生徒指導体制の構築に努める。
- ・定例のいじめ問題対策委員会の前に学年会を必ず行い、生徒指導上で問題のある案件を学年職員全員で把握するとともに、指導中の児童や指導後の児童の変容について共通理解をした上でいじめ問題対策委員会にあげることで、いじめ問題対策委員会での検討を充実させる。
- ・児童の些細な変化を見逃さないよう、日頃から児童との対話を心がけるとともに、教育相談週間を設け、各学級で全児童と個人面談を行うことで、問題行動の早期発見に努める。
- ・年に7回、定期的に、生活アンケートを行うことで、より児童の声を拾いやすくし、いじめの発生を早期段階で発見できるようにする。
- ・些細なトラブルについても保護者と情報を共有するとともに、指導後は必ず、アフターフォローを行い、解消まで見守りを徹底する。
- ・校長から全校児童へ、教職員の誰に相談してもよいことを伝え、児童が自ら助けを求めること

ができる力を育み、学校全体で児童を見守る体制作りを目指す。

- ・いじめを生まないための雰囲気醸成する取組として、特別の教科道德の授業において、「いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない」という道徳的实践力を育てる授業を各学級で行う。
- ・より多くの大人が子供と関わり、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや保護者会、育成委員会、地域等の関係団体等と連携して相談体制づくりに努める。